

～ 最新の裁判例を踏まえた ～

# 同一労働同一賃金 (不合理な待遇差問題)

## 実務対策セミナー

(オンラインセミナーも開催)

### <本セミナーの概要>

- 令和3年4月から、中小企業への適用が始まる「パート・有期雇用労働法」の概要とポイント
- 遂に出揃った最高裁の判断  
～ 賞与、退職金、家族手当等の各種手当や休暇等に関する判断のポイント～  
下級審判決で確定している内容も含め、複雑な判決内容のポイントを一覧表に整理し、わかりやすく解説
- リスクの内容や程度によって実務対策は異なる。各企業の実情に応じた対応策のあり方 等

### <会場開催セミナー>

【日 時】 (どの日程も同じ内容です。御都合の良い日程を選択して、御参加下さい。)

- 令和 3 年 2 月 24 日 (水) 13:20 ~ 17:00 (受付13:05~)
- 令和 3 年 3 月 2 日 (火) 13:20 ~ 17:00 (受付13:05~)

【定 員】 各会とも、定員20名 (新型コロナウイルス感染症予防のため、少人数での開催とさせていただきます)

【会 場】 大宮ソニックシティ (2月24日) 601号室  
(3月 2日) 602号室

※ 会場でのセミナーに御参加の際は、必ずマスク着用をお願い致します。また、会場入口での手指の消毒や検温に御協力下さい。

### <オンラインセミナー>

【日 時】 (会場開催と同じ内容のセミナーをZoomで配信。後日、録画したものをご覧いただくことも可能です。)

- 令和 3 年 3 月 4 日 (木) 13:20 ~ 17:00 (Live配信)

【受講料】 会員企業様 1名様につき 5,000 円 (税込)  
一般企業様 1名様につき 10,000 円 (税込)

浦和地区労働基準協会の会員企業様も  
このチラシでお申込みいただくと、  
1名様につき5,000円(税込)で受講可能です。

【講 師】 一般財団法人 埼玉県総合労働福祉協会  
代表理事 鈴木 俊治 (特定社会保険労務士・吉池労務管理事務所 代表)

【対象者】 経営者(次期後継者を含む)、役員、管理職、人事担当者 など

【主 催】 一般財団法人 埼玉県総合労働福祉協会 (HP) <http://roudoufukushi.com>  
吉池 労務 管 理 事 務 所 (HP) <http://www.yoshiike-office.com>

(TEL) 048-885-2816 (FAX) 048-885-2112

【協 賛】 堀口労務管理事務所



# 【同一労働同一賃金(不合理な待遇差問題)実務対策セミナー 主な内容(予定)】

## 1. 「改正パートタイム・有期雇用労働法」の概要とポイント

実は、現在進行形の問題でもある「同一労働同一賃金(不合理な待遇差解消)」問題  
改正法令の施行により、何がどう変わるのか？  
改正法令の概要とポイントを改めて解説します。

## 2. 最新の最高裁判決に基づく、現時点における裁判例の傾向

下級審判決で確定している内容も含め、複雑な判決内容の概要を一覧表に整理し、  
裁判所の判断のポイントをわかりやすく解説します。

- ① 各種手当、休暇に関する裁判所の判断
- ② 賞与、退職金に関する裁判所の判断
- ③ 定年後再雇用の嘱託社員の待遇差に関する裁判所の判断



## 3. 企業における必要な実務対策

### ① 現状分析

- (1) 正社員・非正規社員間における待遇差の内容を、個々の待遇ごとに一覧表で整理  
⇒ 事例で見る、最新の裁判例に基づく『現状の待遇差 リスク分析』
- (2) 改正法令上求められる説明義務への対応策

### ② 具体的な実務対策

- (1) 裁判所の判断から読み取れる実務対策の方向性とポイント
- (2) 不合理な待遇差解消のための具体的な対応策 6つの選択肢  
・ 諸手当・休暇の待遇差への具体的な対応策  
・ 基本給・賞与・退職金の待遇差問題への対応策
- (3) 同一労働同一賃金問題への対応策としての、就業規則や賃金規程整備のポイントとは？
- (4) 正社員と非正規社員の職務・期待役割の違いを、人事評価制度でビジュアル化する  
人事制度(等級制度・評価制度)整備の流れとポイント
- (5) これを機に、賃金制度・賞与制度・退職金制度全般を見直す必要がある場合の実務上の  
ポイントと、設計事例



### 【講師プロフィール】 鈴木俊治 (特定社会保険労務士・人事コンサルタント)

現在まで20年以上にわたり、社会保険労務士、また人事労務の専門コンサルタントとして、120社を超える中堅・中小企業の就業規則整備などの労働法務コンサルティング、人事制度・賃金制度の設計・運用指導に関する人事コンサルティング業務を手掛け、これらの分野の講演・セミナー・研修等の講師業にも多数従事。

平成24年3月 一般財団法人 埼玉県総合労働福祉協会 代表理事 理事長に就任、また併設している社会保険労務士事務所(吉池労務管理事務所)の所長に就任し、現在に至る。

## 【同一労働同一賃金(不合理な待遇差問題)実務対策セミナー 参加申込書】

切り取らずにFAXして下さい。⇒ **FAX番号 048-885-2112**

参加 御希望日 (□に✓をお願い致します ⇒)	<input type="checkbox"/> 会場 (令和3年) 2月24日(水) 13:20 ~ 17:00	
	<input type="checkbox"/> 会場 (令和3年) 3月2日(火) 13:20 ~ 17:00	
	<input type="checkbox"/> オンライン (令和3年) 3月4日(木) 13:20 ~ 17:00	
【貴社名】★	【所在地】〒	【TEL】
		【FAX】
【ご参加者御芳名等】		
(御芳名)	(役職)	(メールアドレス)
(御芳名)	(役職)	(メールアドレス)
(御芳名)	(役職)	(メールアドレス)